

国民年金からのお知らせ

◆国民年金保険料を納めましょう！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成22年度の国民年金保険料は、一カ月1万5100円です。納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付してください。

保険料についてご不明な点がありましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

◆国民年金保険料の納付が困難なときは！

国民年金には、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ずお住まいの市町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。

なお、保険料免除などの承認された期間（一部免除承認期間で一部納付がない期間は除かれます。）は、老後に年

金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

◆年金事務所職員を名乗る詐欺にご注意ください

最近、年金事務所職員を装いご自宅を訪問し、「年金の手続きが終わっていない。ご本人に代わって手続きをするので手数料を支払ってほしい」などと言い、その場で現金を請求するような事例が報告されています。

年金事務所の職員がご自宅を訪問し、年金手続きの手数を請求することはありません。

年金事務所の職員を名乗った訪問や電話で不審な点がありましたら、その場で対応することなく、年金事務所へ確認するなど十分にご注意ください。

なお、年金事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を

携帯していますのでご確認をお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

日本脳炎予防接種の特例措置について

平成17年度の積極的な勧奨の差し控えにより、1期における3回の接種を受けられなかった方への接種機会の確保（特例措置）ができました。

【特例措置の対象者】

接種日において

①1期初回接種(2回)のうち、

1回受けた方

生後6カ月から7歳6カ月未

満の間は、9歳以上13歳未

満の間に6日以上の間隔をお

いて残り2回の接種を行います。

②1期初回接種2回受けた方

生後6カ月から7歳6カ月未

満または、9歳以上13歳未

満の間に残り1回の接種を行

います。

③1期の接種を全く受けてない方

9歳以上13歳未満の間に、

6日から28日までの間隔をお

いて2回、追加接種について

は、おおむね1年を経過した

時期に1回接種します。

※任意で接種された場合も回数に含まれます。

【接種料金】 無料

平成22年8月27日から、新

しいワクチン（乾燥細胞培養

日本脳炎ワクチン）ができた

した。第1期の接種（3回）

を終了した第2期の対象者（9

歳以上13歳未満）にワクチン

が使用できるように位置づけ

られました。国の方針に基

づき今年度は3歳児に積極的

な勧奨を行うこととされてい

ます。

ご不明な点がありましたら

お問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課 保健衛生係

☎ 43-2836 (直通)

佐賀支所 地域住民課

保健センター

☎ 55-7373 (直通)

○お問い合わせ

本庁住民課 衛生センター

☎ 44-1185 (直通)

黒潮町生活排水処理構想の見直しについて

ご意見をお寄せください

黒潮町では、河川など公共用水域の水質保全・改善を図るとともに、町民すべてが快適で衛生的な生活環境を享受するため、また実情や環境特性に対応した生活排水処理施設の整備を行うため、平成22年度において現在の「黒潮町生活排水処理構想」を見直しています。

構想計画については役場で閲覧できますので、ご意見などをお寄せください。

【閲覧期間および時間】

12月6日(月)～17日(金)

午前8時30分～午後5時15分

【閲覧場所】

本庁まちづくり課 国道改良対策係

☎ 43-2115 (直通)

佐賀支所 海洋森林課 漁港港湾係

☎ 55-3115 (直通)

○お問い合わせ

本庁住民課 衛生センター

☎ 44-1185 (直通)